

森林吸収源インベントリ情報整備総合対策（拡充）

【平成21年度予算額 474,435(510,435)千円】

事業のポイント

京都議定書に基づく森林吸収量の報告に必要なデータを収集・分析し、吸収量の算定・報告を行います。

また、次期約束期間に向けて、新たに伐採木材製品中の炭素蓄積変化量についての算定手法の開発に取り組みます。

- ・ 森林吸収量は、国際指針等に基づいて土壌等の炭素量についても評価が必要
- ・ 森林整備の推進状況は、「森林経営」対象森林調査で把握し報告に反映
- ・ 吸収量の算定・報告には、不確実性評価及び異なる手法による検証を行う必要
- ・ 次期約束期間には、伐採木材製品の炭素蓄積変化量の把握が義務となる可能性

政策目標

国際的に承認される我が国の森林吸収量

1,300万炭素トン（平成20年～24年の年平均量）

< 内容 >

1. 森林吸収源インベントリ情報整備事業

(1) 森林吸収量算定のための基礎データの収集・分析

衛星画像等による土地利用変化の把握

衛星画像を利用した土地利用変化の判読を行うとともに、判読結果の不確実性を評価するため、詳細な衛星写真等を利用した精度確認を行います。

枯死木・リター・土壌等の炭素蓄積量の把握

「森林経営」対象森林の第1約束期間中の増加率調査

(2) 吸収量報告・国際審査対応のための追加データの収集等

林地における窒素・石灰散布・土壌排水の実態把握及び報告手法の検討

(3) 次期枠組みにおける吸収量計上方法等調査

(4) 伐採木材製品における炭素蓄積変化量の効率的把握手法の開発

伐採木材製品（HWP）に関する原単位あたりの木材使用量、及びそれらの廃棄量の把握手法の開発等を行います。

2. 土地利用変化情報整備対策

土地利用変化の判読結果について、異なる手法による検証を行うため、行政情報から土地利用変化データを収集することができるよう、都道府県の森林簿システムの改良を行います。

< 委託先 >

- 1 民間団体
- 2 都道府県

< 事業実施期間 >

平成18年度～25年度（8年間）

[担当課：林野庁研究・保全課]